


No. 4月 - A

収 入 伝 票

代表者		経 理 責任者	
-----	---	---------	---

科 目	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">交付金</div> ・ 雑収入			
金 額	1,500,000 円			
内 容	政務活動費平成26年4月～6月			
収 入 元	静岡市会計管理者			
収入年月日	H26 年 4 月 3 日			
備 考	<p>26-4-3 振込 国庫金交付金 1,500,000</p>			
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>出納簿</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">✓</td> </tr> <tr> <td>確認欄</td> </tr> </table>		出納簿	✓	確認欄
出納簿	✓			
確認欄				

領収証書

毎度ありがとうございます

日本維新の会 静岡市議会議員 園 様

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2014年 4月17日 12:16

[販売]		
2円普通切手		
2円	10枚	¥20

小計	¥20
----	-----

課税計	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥20

△計	¥20
合計	¥20
お預り金額	¥20

印紙税申告納

付につき麴町

税務署承認済

担当 瀧田 康善
発行No.0227 端01箱01
連絡先：静岡県庁内郵便局
TEL:054-254-9810

領収証書

毎度ありがとうございます

日本維新の会 静岡市議会議員 園 様

〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2014年 4月17日 12:16

[販売]		
2円普通切手		
2円	10枚	¥20

小計	¥20
----	-----

課税計	¥0
(内消費税等)	¥0
非課税計	¥20

△計	¥20
合計	¥20
お預り金額	¥20



印紙税申告納

付につき麴町

税務署承認済

担当 瀧田 康善
発行No.0227 端01箱01
連絡先：静岡県庁内郵便局
TEL:054-254-9810

支 出 伝 票

代表者		経 理 責 任 者	
-----	---	--------------	---

科 目	1 調査研究費	6 資料作成費
	2 研 修 費	7 資料購入費
	3 広報広聴費	8 人件費
	4 要請・陳情活動費	⑨ 事務所・事務費
	5 会 議 費	
実施年月日	26年 4月 22日	
支払年月日	26年 4月 22日	
金 額	2,268 円	
内 容	文具代として	
支 払 先	(株)栗田商会	
備 考		
	出納簿 確認欄	<input checked="" type="checkbox"/>

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
日本維新の会静岡市
議会議員団 様

お客様番号
4410-0191-07695

2014年 4月ご請求分

金額(円)
¥8,416-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
3-7WK
012476

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※この領受書は、お支払いの場面にのみ有効です。お支払いの場面に記載されている金額は、お支払いの金額と一致する必要があります。

請求書 (西日本ご利用分)

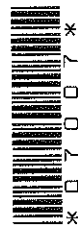
420-0853
静岡市葵区追手町5-1

郵便区内特別

静岡市役所 本館 2階
日本維新の会静岡市議会議員団 様



014042101050698422



07082



NTTファイナンス株式会社
〒105-6791 港区芝浦1-2-1

発行年月日 2014年 4月17日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
静岡料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒812 博多区大井1丁目 日本郵便
-0001 博多北郵便局 私書箱1003号
社用コード M2002111002 07082 07007 00 F
61-000010 1 0 14040301F

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記に記載の料金をご請求させていただきますので、お支払期限までに裏面に記載されている場所でお支払いをお願いします。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-4703-4807 4410-0191-07695	2014年 4月ご請求分	8,416円	2014年 4月30日(水)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 7,261円
NTTファイナンス分ご請求額 1,155円
(合計) 8,416円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

※2014年4月1日から消費税率が8%に引き上げられるに伴い、2014年4月1日以降の弊社及び各通信サービス提供会社のご利用分についても一部を除き消費税率8%が適用されます。

※NTT西日本ご利用分料金の消費税率8%適用時期に関する詳細は、NTT西日本のホームページをご覧ください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	00-4703-4807	請求年月 MONTH OF ISSUE	2014年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4410-0191-07695)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
◆00-4703-4807				
◇NTT西日本ご利用分				
	7,261	6,200	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
		-1,190	光ぐっと割引	3月 1日～ 3月31日。光ぐっと 割引の割引料金です。 合 算
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	3月 1日～ 3月31日 電話番号 は054-266-5533 合 算
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2	3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。 合 算
		100	ひかり電話対応機器使用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
		200	複数チャンネル使用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
		100	追加番号使用料	3月 1日～ 3月31日 合 算
		64	ひかり電話 (通話料)	3月 1日～ 3月31日 翌月への 繰越額は480円です。 合 算
		-64	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	3月 1日～ 3月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。 合 算
		6	ユニバーサルサービス料	3月 1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。 合 算
		345	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×5%
◇NTT西日本分 (小計)	7,261	7,261	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	1,155	1,155	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	* 契約番号: N128083509 非対象

No. 4月-4

ご利用明細  **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号			267
26	04	24		
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0112	電信振込	¥2,827		
お取扱枚数	00000000000000000000			
	おつり	残	高	
	¥65			
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥108	1520069		

お
証
明
書
内
容

ス`オカ
ツノヤ
普通 80984
)サンアイオー-イー 様
ツホ`ンイシ`ンノカイシ`ス`オカシ`キ`カイキ`イ
タ`ン 様 TEL0542542111

06.520.38 (裏面もご覧ください)

ご利用明細  **静岡銀行**

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号			267
26	04	24		
銀行番号	店番号	科目	口座番号	
****	****	**	*****	
お取扱店	お取引内容	お取引金額		
0112	電信振込	¥2,827		
お取扱枚数	00000000000000000000			
	おつり	残	高	
	¥65			
キャッシング	手数料	時刻	お取扱い できない場合	
	¥108	1520069		

お
証
明
書
内
容

ス`オカ
ツノヤ
普通 80984
)サンアイオー-イー 様
ツホ`ンイシ`ンノカイシ`ス`オカシ`キ`カイキ`イ
タ`ン 様 TEL0542542111

06.520.38 (裏面もご覧ください)

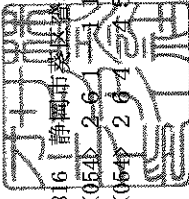
発行年月日
2014/04/21

請求書

〒420-0853

静岡市葵区追手町5-1
本館2F

株式会社 サナイオーエ



〒420-0816 静岡市葵区追手町5丁目8-3
TEL <0544-261127
FAX <0544-264558

日本維新の会静岡市議会議員団 御中

14年 04月 20日

112241

前回御請求額	今回御入金額	繰越金額	当月御買上額	消費税額	税込御買上額	合計御請求金額	検印
0	0	0	2,618	209	2,827	2,827	

月日	伝票No	区分	商品名	数量	単価	金額	消費税	税込金額	入金金額	売掛残高
04/10	9000053391	11	前回請求額 イマダMPFC2500 P/C料金	330		2,618	209	2,827		2,618
			消費税				209	2,827		2,827
			* 合計							
			今回請求額							2,827

<取引銀行>

静岡銀行 沓谷支店
静岡銀行 呉服町支店
スルガ銀行 静岡支店
清水銀行 静岡支店
80984 株式会社銀行 静岡支店
15334 静岡信用金庫 沓谷支店
109489 静岡信用金庫 沓谷支店
8018755 簡工組合 中央金庫 静岡支店
普 普 普 当
当 当 普
100933
3135
34881
1066960

No. 4月-4

No. 4月-5

日本維新の会静岡市議会議
委員団

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	800

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

800 円

2014 年 4 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「しんぶん赤旗」静岡出張所
静岡市新富町2丁目14-1
電話 054-253-0547

領収日

4/7

投書



領収証

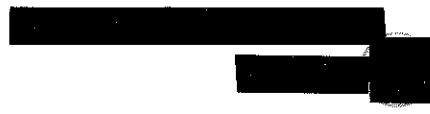
平成26年 4月 30日

日本維新の会 静岡市議会議員団 様



金額 ¥156,200-

(但 4 月分給与として)

上記金額を領収いたしました。



支 出 伝 票

	代表者		経 理 責任者	
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 8 人件費 ⑨ 事務所・事務費			
実施年月日	26年 4月 30日			
支払年月日	26年 4月 30日			
金 額	41,887 円			
内 容	4月分 管内調査旅費交通費・通信費補助金			
支 払 先	尾崎剛司議員・池谷大輔議員			
備 考	★詳細は別紙 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 出納簿 確認欄 </div> <div style="float: right; margin-left: 10px;"> <input checked="" type="checkbox"/> </div>			



*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

No. 4月-7

平成26年4月分管内調査交通費・通信費補助金

日本維新の会
静岡市議会議員団

	議員名	支給額	受領印
1	尾崎 剛司	25,415	
2	池谷 大輔	16,472	
	合計	41,887	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成26年4月分

平成26年4月30日

日本維新の会
静岡市議会議員団 代表

尾崎剛司 様

議員名 尾崎剛司

区分		領収書計	内政務調査活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	5,787	2,893	
2	携帯電話代	12,844	10,275	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	13,297	10,637	
5	タクシー代	1,010	1,010	
6	駐車場代	600	600	
7	バス・電車代	-	-	
計			25,415	

管内交通費・通信費補助費 計算表
平成26年4月分

平成26年4月30日



日本維新の会
静岡市議会議員団 代表

尾崎剛司 様

議員名 池谷 大輔

区分		領収書計	内政務調査活動分	備考
1	自宅電話・FAX代	-	-	
2	携帯電話代	12,890	10,312	
3	自宅インターネット代	-	-	
4	ガソリン代	7,701	6,160	
5	タクシー代	-	-	
6	駐車場代	-	-	
7	バス・電車代	-	-	
計			16,472	

支 出 伝 票

				代表者		経 理 責 任 者	
科 目	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">1 調査研究費</div> <div style="width: 50%;">6 資料作成費</div> <div style="width: 50%;">2 研 修 費</div> <div style="width: 50%;">7 資料購入費</div> <div style="width: 50%;">3 広報広聴費</div> <div style="width: 50%;">8 人件費</div> <div style="width: 50%;">4 要請・陳情活動費</div> <div style="width: 50%; border: 2px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">9 事務所・事務費</div> <div style="width: 50%;">5 会 議 費</div> </div>						
実施年月日	26年 4月 30日						
支払年月日	26年 4月 30日						
金 額	48,600 円						
内 容	4月分 庁舎外事務所 家賃						
支 払 先	[REDACTED]						
備 考	静岡市葵区上伝馬22番55号						
						出納簿 確認欄	✓

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。
現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。

支 払 証 明 書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	4	8	6	0	0

内 訳

- | | | |
|-----|------------|-----------|
| 科 目 | 1 調査研究費 | 6 資料作成費 |
| | 2 研 修 費 | 7 資料購入費 |
| | 3 広報広聴費 | 8 人件費 |
| | 4 要請・陳情活動費 | 9 事務所・事務費 |
| | 5 会 議 費 | |

内 容

庁舎外事務所 家賃として

(月額¥97,200-の1/2)

静岡市葵区上伝馬22番55号

支払年月日 26年 4月 30日

支払先住所

支払先名称

上記金額を政務活動経費として支払ったことを証明する。

平成 26年 4月 30日

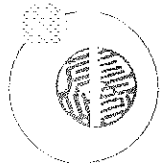
会派名 日本維新の会 静岡市議会議員団

代表者名 尾崎 剛司

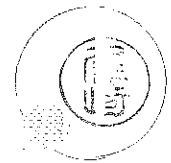




建物賃貸借契約書



平成26年 4月 1日



尾崎 剛司 様



建物賃貸借契約書 (事業用)

(A) 賃貸物件の表示

所在地	静岡県葵区上伝馬22番55号 (地番:上伝馬127番11の一部)		家屋番号	
建物名称	様貸事務所	階数	1階	部屋番号
建物用途	事業用(非居住)	建物種別	店舗・事務所・倉庫 その他()	
建物構造	木造・(鉄骨)造	折板 葺	専有部分	床面積 60.06 m ²
建物構造	1階建 総面積 60.06 m ²	敷地面積 192.88 m ²	駐車場	敷地内駐車可

※194.88 m²より道路隅切部分2 m²減少

(B) 賃借人の業種及び建物の使用目的

賃借人の業種	市議会議員
建物の使用目的	事務所・倉庫

(C) 契約期間

平成 26年 4月 1日 ~ 平成 28年 3月31日まで [2年 一月間]
--

(D) 貸主及び管理業者

貸主(住所・氏名)	[Redacted]	
管理業者	商号又は名称	[Redacted] (担当者)
	事務所所在地	
	電話番号	

(E) 家賃等・保証金等 授受される金銭

家賃等	家賃	月額 110,000円 (建物賃料 90,000円含)	敷金等	敷金	金 330,000円
	消費税 (8%)	8,800円 ※消費税は税率で変動			

(F) 家賃等の支払方法

翌月分を毎月 末日までに【銀行振込・口座引落・その他()】により支払。	
振込先	(金融機関名) 静岡信用金庫 本店 ・ 片羽 支店
	(口座番号) 普通 ・ 当座 No. [Redacted] (口座名義人) [Redacted]
	持参払いの場合の持参先

(G) 借主が負担すべき修繕箇所

借主は、借主の故意・過失により生じた修繕はもとより、通常の使用であっても次の箇所の修繕に係る費用について負担するものとする。但し、修繕が生じた際には両者協議の上決定するものとする。

- ・ 建具、造作、照明器具等日常の使用による消耗部分についての修繕費用
- ・ クロスのカビ等
- ・ 重量物等の設置による床等の修繕
- ・ 借主の負担により行われた工事等の修繕

(H) 責任区分が不明確な場合の修理費負担基準

当事者協議の上決定するものとする。
ただし、本体構造部分についての修繕費は貸主が負担するものとし、借主及び第三者の原因による場合には借主の負担とする。

(I) 特約事項

- (1) 本物件内及び本敷地内において、犬・猫等のペットの飼育は一切禁止する。
- (2) 借主は、本物件を有効に賃借している限り、敷地の空地部分を駐車場として利用できるものとする。但し、車両の管理は借主の責任とし、事故・盗難等に関しても、貸主は一切責を負わないものとする。
- (3) 貸主は、本物件に対し時価相当額の火災保険等を付保するものとする。但し、借主が本物件に付保したのものについては、借主が火災保険等を付保するものとする。
- (4) 借主は、水漏れ・火災その他の事故等により貸主及び第三者に与える損害を補償するため、必ず、建物損害賠償保険に加入するものとする。
- (5) 天災・火災等その他貸主の責によらない災害で被った借主の損害については貸主は一切責任を負わないものとする。
- (6) 借主が本物件の増改築等を行う場合には、文書にて貸主の承諾を得、本契約終了まで、貸主、借主共に保管するものとする。
- (7) 借主は本物件の鍵を1本でも紛失した場合は、鍵シリンダーを交換するものとし、その費用を負担するものとする。
- (8) 敷金は、原状回復費用(ルームクリーニング他補修費等)に充当することを借主はあらかじめ了承するものとする。
- (9) 借主より要望のあった本敷地内への自動販売機の設置を貸主は承諾するものとする。但し、自動販売機の設置に伴い、発生する費用については借主の負担とする。また、自動販売機設置に伴い発生する収益等に対しては、借主に帰属するものとする。
- (10) 借主は、賃料等及び敷金の支払いを遅延した場合には、賃料等に年利15%を乗じた金員を遅延損害金として貸主に支払うものとする。
- (11) 賃料の消費税に関しては、今後増税が予定されており、増税実施月より増額するものとする。

貸主 XXXXXXXXXX と 借主 尾崎 剛司 は、次のとおり
標記(A)記載の建物(以下「本件建物」という。)の賃貸借契約を締結する。

(使用目的)

第1条 借主は本件建物を標記(B)記載の目的にのみ使用する。

(契約期間)

第2条 賃貸借期間は標記(C)記載のとおりとする。ただし、当事者協議の上契約を更新することができる。

(家賃等)

第3条 借主は、標記(E)(F)の記載に従い、家賃等を貸主に支払わなければならない。但し、振込の場合、振込手数料は借主の負担とする。

2 1か月に満たない期間の家賃等は、1か月を30日として日割計算する。



(家賃等の増減)

第4条 本契約の家賃等が、公租公課の増減・経済情勢の変動あるいは近傍同種の家賃と比較して不相当となったときは、当事者協議の上これを増減することができる。

(負担の帰属)

第5条 本件建物の公租公課は貸主が負担し、電気水道料、町内会費、衛生費その他の経費は借主の負担とする。

(保証金等)

第6条 借主は、保証金として標記(E)記載の金員を貸主に預託する。

2 借主は、契約期間中に保証金を家賃その他本契約に関する債務の弁済に充当することはできない。

3 保証金は無利息とし、借主が契約終了に伴う本物件の明渡し完了後に、未払いの家賃等、損害金、その他借主の負担すべき債務を控除した残額を貸主より借主に返還する。

4 前項の場合、貸主は保証金から差引く債務額の内訳を借主に明示しなければならない。

(借主の善管注意義務)

第7条 借主は、善良な管理者の注意をもって本物件を保全し使用しなければならない。

2 本件建物が毀損したときは、借主は直ちに貸主に通告しなければならない。その毀損が借主の故意・過失に起因したものについては借主が損害賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 貸主及び借主は、それぞれ相手方に対して、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- (2) 自らの役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止事項)

第9条 借主は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
- (2) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
- (3) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (4) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- (5) 配水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
- (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
- (7) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
- (8) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (9) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- (10) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤を使用又は所持する者を住居させ、又は反復継続して出入りさせること。
- (11) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
- (12) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

(契約解除)

第16条 借主が 2 か月分以上の賃料等の支払いを怠った場合において、貸主が相当な期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、借主がそれを履行しなかったときは、貸主は本

契約を解除することができる。

- 2 借主が次のいずれかに該当した場合において、当該義務違反等により本契約の継続が困難であると認められるに至ったときは、貸主は本契約を解除することができる。
 - (1) 第9条(1)～(7)及び(11)(12)の禁止事項に該当したとき。
 - (2) 第9条(8)～(10)の禁止事項に該当したとき。この場合、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - (3) その他、本契約の各条項に違背したとき。
- 3 貸主又は借主の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 第8条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員等が反社会的勢力に該当したとき。

(修繕)

第11条 貸主は、標記(G)に記載した修繕を除き、借主が本件建物を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

- 2 入居後日が浅く責任範囲が判然としない場合は、標記(H)の基準に基づき負担する。
- 3 借主の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、借主が負担しなければならない。

(立入り)

第12条 貸主は、本件建物の防火、構造の保全その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本件建物内に立ち入ることができる。

- 2 借主は正当な事由がある場合を除き、前項の規定に基づく貸主の立入りを拒絶できない。
- 3 火災その他緊急の場合は、借主の事前の承諾を得ることなく本件建物内に立ち入ることができる。

(借主からの解約)

第13条 借主は、貸主に対して3カ月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。この場合、退去月の賃料計算は第3条第2項による。

- 2 前項の規定にかかわらず、借主は解約申入れの日から3カ月分の賃料を貸主に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3カ月を経過する日までの間、随意に本契約を解約することができる。

(明渡し)

第14条 この契約が終了したときは、借主は本件建物を完全に明け渡し、移転料、立退料その他名目の如何を問わず金銭その他の請求ができない。

- 2 借主は、本契約の期間満了、中途解約、解除により契約終了したときは、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、直ちに本件建物を原状に復して明け渡さなければならない。借主がこの義務を履行しないときは、貸主は借主の費用負担でこれを行うことができる。
- 3 借主は、本契約終了の際、貸主の承諾を得てなしたものであるか否かを問わず、本件建物に設置した諸設備、改造部分等について借主の支出した有益費の償還請求及び造作買取請求権を放棄する。
- 4 借主が置き去った物品があるときは、借主がその所有権を放棄したものとみなし、貸主がこれを処分しても借主は異議を申し立てできない。また何らの金銭の請求もできない。なお、原状に復するため要した費用はすべて借主の負担とする。
- 5 借主が本契約終了後もなお本物件を使用したり占有を解かないときは、借主は契約終了の日から明け渡しの日までの賃料の倍額に相当する損害金を貸主に支払わなければならない。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、家賃の支払い等本契約に基づく一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責めを負うものとする。

- 2 連帯保証人の連帯保証の効力は、本契約が自動更新された場合も維持継続される。

(協議事項)

第16条 貸主及び借主は、本契約書に記載がない事項及び契約条項の解釈をめぐって疑義が生じた場合は、民法その他関係法令及び不動産取引の慣行に従い、誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に関する訴訟は、本件建物の所在地を管轄する裁判所で行う。

(特約事項)

第18条 頭書(I)の通り特約事項を定める。※必要に応じて第10条解除の場合の違約金等の定めをしておくこと。

本契約締結を実証するため本契約書を2通作成し、貸主借主双方が記名押印の上各1通を保持する。

平成26年4月 / 日

【貸主】住所

氏名

【借主】住所

氏名

【借主側連帯保証人】

住所

氏名

【媒介業者】

免許番号 1. 静岡県知事 2. 国土交通大臣(16)第 7411 号

商号又は名称 株式会社 ミツワ建設

事務所々在地 静岡市葵区昭府二丁目35-3

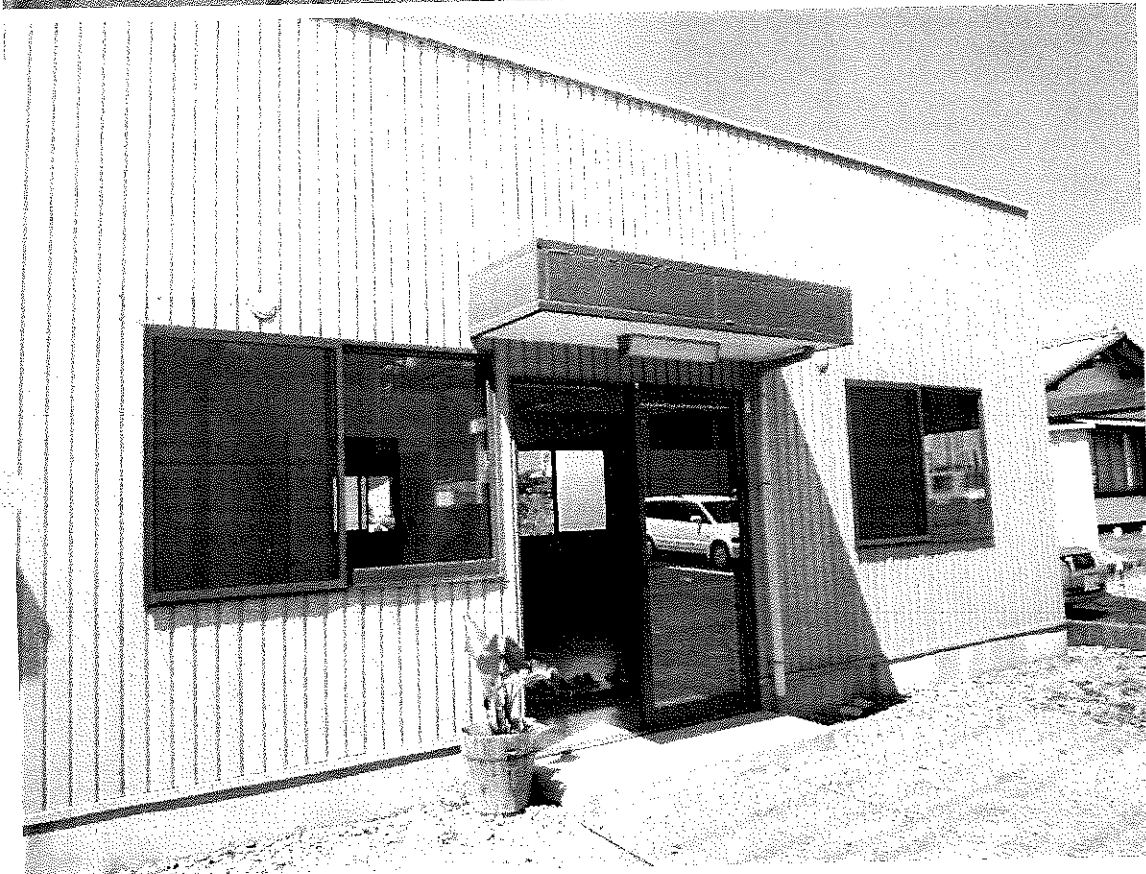
代表者氏名 白鳥 操

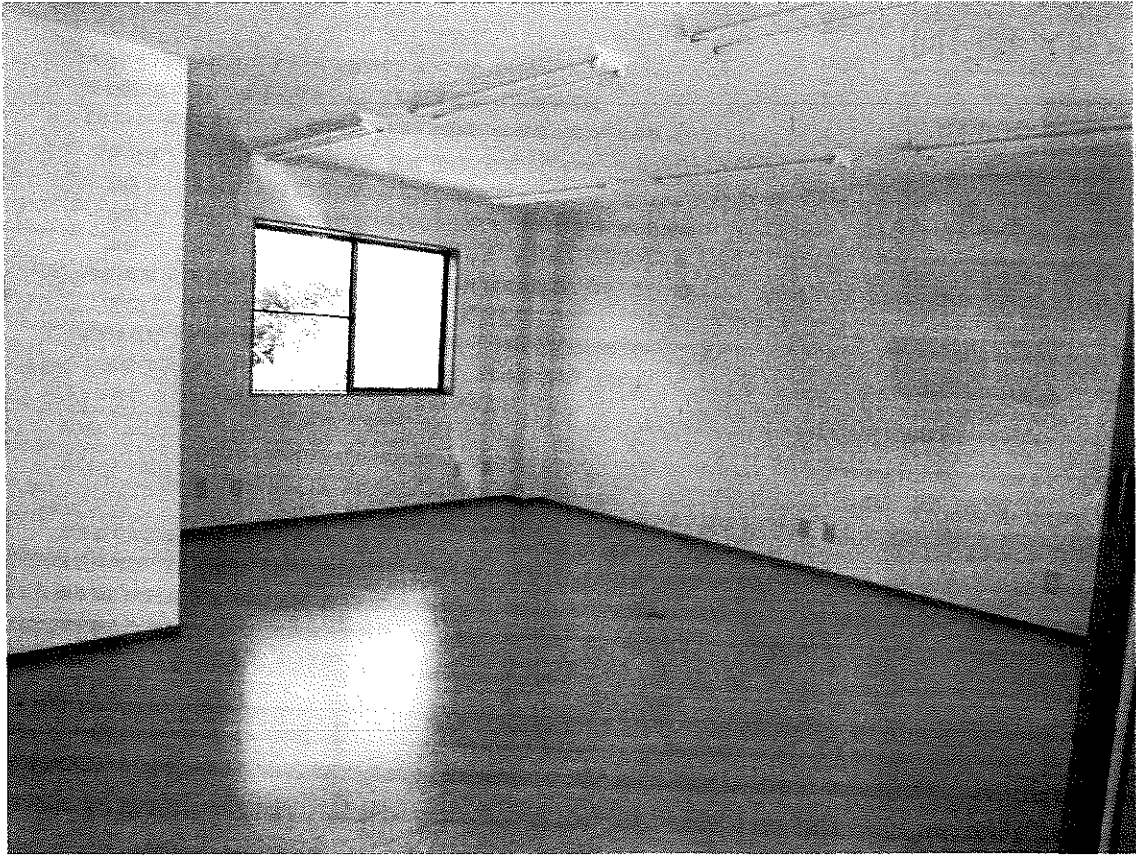
取引主任者登録番号(静岡)第 020128 号

氏名 岡田 友美恵

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。









← 室内



← 倉庫



支 出 伝 票

	代表者		経 理 責 任 者			
科 目	1 調査研究費 2 研 修 費 3 広報広聴費 4 要請・陳情活動費 5 会 議 費 6 資料作成費 7 資料購入費 ⑧ 人件費 9 事務所・事務費					
実施年月日	26年 4月 30日					
支払年月日	26年 4月 30日					
金 額	△ 781 円					
内 容	雇用職員 4月分雇用保険料 被保険者負担分 戻入分					
支 払 先	日本維新の会 静岡市議会議員団					
備 考	<table border="1" data-bbox="475 1563 890 1608"> <tr> <td>雇用保険料</td> <td>781</td> </tr> </table>				雇用保険料	781
雇用保険料	781					
	出納簿 確認欄	<input checked="" type="checkbox"/>				

*領収書及び内容を証する書類を添付してください。

現金出納簿への記入は支払年月日順に記入してください。